

(公表用)

## 岩手県福祉サービス第三者評価の結果

### ① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

### ② 施設・事業所情報

施設名称: 大洋学園	種別: 児童養護施設
代表者(職名)氏名: 中村賢司(園長)	定員・利用人数: 41名
所在地: 岩手県大船渡市立根町字下欠125-15	
TEL: 0192-26-2714	ホームページ: <a href="http://www.taiyokai.or.jp">http://www.taiyokai.or.jp</a>
【施設・事業所の概要】	
開設年月日: 昭和30年3月30日	
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等): 社会福祉法人 大洋会 理事長 白木澤太一	
職員数	常勤職員: 35名 非常勤職員: 6名
専門職員	施設長 1名 保育士 14名(調理員兼務 1名)
	施設長補佐 1名 特別指導員 1名
	基幹的職員(個別対応職員兼務) 1名 里親支援専門相談員 1名
	事務員 1名 栄養士(調理員兼務) 1名
	家庭支援専門相談員 2名 調理員(児童指導員兼務) 2名
	心理療法士 2名 宿直専門員(非常勤 5名)
	児童指導員 11名 嘱託医(非常勤 1名)
施設・設備 の概要	光輝ホーム・定員: 6名 5部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室
	希望ホーム・定員: 6名 6部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室
	飛翔ホーム・定員: 6名 5部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室
	つばさホーム・定員: 6名 6部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室
	ひまわりホーム・定員: 5名 2部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室
	若葉ホーム・定員: 6名 4部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室
	さくらホーム・定員: 6名 4部屋 リビング・台所・風呂・トイレ・洗面所・居室

### ③ 理念・基本方針

【法人理念】 ノーマライゼーション 一人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本とする—  
基本方針 1 家庭的養護と個別化した支援  
2 専門的な養育支援  
3 権利が擁護された、自由自立を原則とした生活  
4 地域子ども家庭支援

### ④ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

養育・支援の統一した対応のために、平成25年度より各ホームチーフ制導入。チーフリーダーも配置。  
透明性のある運営を目指し、チーフ会議開催と平成28年度からは専門職によるスーパーバイズ体制の充実。  
アセスメントと自立支援計画の策定、管理（モニタリング、総括）。  
ユニットケア移行後、児童職員からの要望を取り入れ、修繕は随時進める。それ以外の環境向上（園庭・遊具等）。  
学力向上のための学習支援（児童の希望に沿った通塾等）。

### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年6月7日（契約日） ～ 令和6年3月7日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	12回（令和元年度）

### ⑥ 総 評

#### ◇ 特に評価の高い点

##### 親子関係再構築のための支援

親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

家庭支援専門相談員とホーム担当が中心となり、面会や外出、一時帰宅などの実施について児童相談所等関係機関と連携し取り組まれている。

また家族の養育力の向上や引き取りに向けた準備のために親子訓練を園内で実施し、家庭支援専門相談員を中心に支援が行われている。

令和4年度は、4世帯5名の児童が家庭引き取りとなり退園した。家庭引き取り後1年間は、2ヶ月に一度家庭訪問を実施し、家庭や学校での生活を把握することにより、不調などを早期に発見し関係機関と調整できるよう細やかな支援を展開している。

#### ◇ 改善を要する点

##### 必要な福祉人材や人員体制に関する取組

施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分でない。

中・長期計画（近未来計画）に人材確保と育成の章を設けて人員体制の計画が立案されている。心理療法士の1名増員や看護師の配置を目標としたところ、心理療法士2名の配置が実現した。一方、看護師の配置は難航している。家庭支援専門相談員と里親支援専門相談員の複数配置、基幹的職員、個別対応職員のほか児童指導員、保育士等の職員が配置されている。資格取得に対する助成や資格手当の制度がある。

一方、中・長期計画をベースとした採用計画や採用活動がコロナ禍の影響もあり、十分に展開できなかった。そのため、一時保護事業の開始に支障をきたすなどの影響があった。大学等を訪問しての採用活動や人材募集サイトへの登録などが取り組まれており、成果が期待される。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度は、約半年もの期間、当施設の第三者評価にご対応下さいました高橋様はじめ評価者の皆様には、心より感謝申し上げます。

大洋学園に於いては、第三者評価の受診は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度以来となりましたが、この期間に施設の内情や社会的養護を取り巻く環境等に大きな変化があり、基盤が安定していない状況が結果に表れていたように感じております。

おかげ様で、今回の評価結果により、私たちの日常業務における新たな気付きを得ることができました。これを今後の施設運営に生かしたいと存じます。

なお、前回ご指摘を受けていたにも拘らず、ツールの見直しという明らかに改善可能な部分に対応できておらず、改めてご指摘を戴いた点につきましては、誠に遺憾であり、反省しているところです。

それでは、次回受診の際も評価者の皆様には忌憚のないご意見を戴けますよう、宜しく願い申し上げます。この度はありがとうございました。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

受審事業所名：

大洋学園

## 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント1&gt;            法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。            法人は、ノーマライゼーションを理念に掲げるとともに倫理綱領を定めている。施設は4つの基本方針「家庭的養護と個別化した支援」「専門的な養育・支援」「権利が養護された自由自立を原則とした生活」「地域子ども家庭支援」を掲げている。理念等は、ホームページやパンフレット、広報紙に掲載され、保護者をはじめ関係機関に周知が図られている。子どもに対しては「大洋学園の取り組み」(子ども用)、入所時説明書が配布され、理念や子どもに対する支援の方針が説明されている。理念等は、施設内での掲示や職員研修会での読み合わせを通じて継続的な周知が図られている。</p>		

## I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>&lt;コメント2&gt;            施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。            施策の動向は児童養護施設協議会等の各種会議・研修会に施設長や幹部職員が参加し把握されている。大船渡市及び陸前高田市の要保護児童対策地域協議会に参加し、子どもの状況、ニーズが把握されている。長期的な課題は、中・長期計画の「大洋会児童福祉施設近未来計画」で分析検討されている。現在定員41人で7つのグループケア(4つが本園型、3つが分園型)が行われている。本園型グループケアを地域にある一般住宅の分園型に移行させることが事業推進の目標課題とされている。また、分園化を進めるための職員確保や地域の子どもの居場所づくりも課題認識されている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>&lt;コメント3&gt;            経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。            分園型グループケアを3つから5つに増やすことを目指し、建物と人材確保の準備が進められている。養育単位の小規模化、分園化に伴う情報共有のため、毎日、連絡会義が行われている。職員に対する業務改善アンケートや修繕アンケートが行われ、その結果は運営委員会で検討され職員間で課題共有が図られている。擁壁工事やフェンスの修繕等は事業計画と予算に反映され、理事会と共有されている。冷暖房機器の整備など小規模修繕や物品購入はグループケア単位で予算要求できる仕組みも作られている。</p>		

## I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント4&gt;            経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画が策定されているが、中・長期の収支計画が策定されていない。            中・長期計画は岩手県家庭の養護推進計画における大洋学園の構想に基づいて「大洋会児童福祉施設近未来計画」の名称で策定されている。計画期間は令和元年から10年までである。具体的には小規模グループケアの推進、人材確保と育成、施設機能強化を柱としている。計画当初は、気仙圏域を対象とする里親支援機関やファミリーホーム、一時保護所の設置を構想したが、見直しが検討されている。見直しは、毎年度運営委員会で検討する仕組みである。            今後は分園型グループケアに向けた建物整備に多額の予算支出が見込まれるため、中・長期収支計画の策定と職員の採用定着に向けた取組の計画化が望まれる。</p>		

5	<b>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</b>	<b>b</b>
<p>&lt;コメント5&gt;  単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。  中・長期計画(近未来計画)の目標は単年度計画に反映されている。令和5年度計画は、子どもの養育・支援を中心に計画され、グループケア単位は6人を基本に中高生は個室、小学生は一部屋に二人までの部屋割りとした上で、高校3年生はアパートの一室を模した自立訓練室で一定期間生活できるようにするなど、巣立ちに向けた支援を行う計画となっている。また、支援の専門性の充実に向けたスーパービジョン体制の充実も主眼に据えられた。  一方、喫緊の課題とされている職員の確保、定着に向けた取組の充実やその計画化が求められる。</p>		

<b>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</b>	第三者評価結果
---------------------------------	---------

6	<b>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</b>	<b>b</b>
<p>&lt;コメント6&gt;  事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが十分ではない。  単年度の事業計画は、業務改善アンケートや運営委員会の検討を経て、職員会議で確認する仕組みがある。検討過程は会議録で周知され、職員間で共有が図られている。事業報告書には計画の実施状況が取りまとめられているほか、7つのグループケアごとに評価されている。  一方、中・長期収支の見通しが検討されていないので、中・長期収支の計画化と評価や見直しの充実が求められる。</p>		

7	<b>I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</b>	<b>b</b>
---	--	----------

<p>&lt;コメント7&gt;  事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。  子どもに対しては「大洋学園の取り組み」(子ども用)が配布され、子どもに対する支援の方針が説明されている。高校生、中学生、小学生の区分で分かりやすい資料が作成され、職員との懇談、説明が行われている。年度始めには施設長から子どもたちに説明されている。保護者に対しては、ホームページのほか広報紙やパンフレットが配布されているほか、行事案内が行われている。保護者会の組織はないが、家庭支援専門相談員から個別に説明する機会がある。  しかし、子ども用、保護者用の資料については言葉をかみ砕くなど一層の工夫が望まれる。</p>		
--	--	--

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

<b>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</b>	第三者評価結果
---	---------

8	<b>I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</b>	<b>a</b>
<p>&lt;コメント8&gt;  養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。  中・長期計画(近未来計画)において、第三者評価は隔年受審と定められている。ただ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年度以降は隔年受審が見送られたが、未受審年度には自己評価が行われている。自己評価の体制は運営委員会と職員会議である。業務改善アンケートや子どもへのアンケート調査、グループケア単位におかれるチーフが参加する会議が毎月行われるなど、養育・支援の質の向上に向けた取組が機能している。  今回の利用者調査において、「大切にされている、決まりを教えてくれる、乱暴な言葉が使われない、良いところを褒めてもらえる、将来の目標を話し合える、自分の気持ちを話しやすい」などの項目でおおむね70%~85%の肯定率があり、取組が機能していることがうかがえる。</p>		

9	<b>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</b>	<b>b</b>
---	--	----------

<p>&lt;コメント9&gt;  評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分でない。改善策は運営委員会で検討され、年度計画に反映する仕組みである。自己評価の結果は、職員会議で周知されている。  一方、自己評価やアンケート調査で把握された課題が十分に整理されず、見直しの優先順位が明確でない。中・長期計画や年度計画に反映するべきもの、あるいは要領の改正が必要なもの、日常の申し合わせで実行できることの仕訳が十分とは言えない。また、中・長期計画には、着手年度が示されているが完了年度が示されていない点も課題といえる。今後は、自己評価において課題と改善策を明文化し、公表する取組が望まれる。</p>		
--	--	--

## 評価対象 II 施設の運営管理

### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>&lt;コメント10&gt;                      施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。                      事業年度の開始に合わせて施設長は経営方針を策定し、職員会議で表明、説明するなど、姿勢を明確にしている。職員の業務分担を詳細に作成し、グループケアの編成や職員の配置、OJTやスーパービジョンの体制づくりを推進する等、積極的に役割を遂行している。災害時の対応については、「非常時対応要領」を定め、火災、震災、他者侵入、強引な引き取りを要求する保護者への対応などをあらかじめ定めるとともに、施設外における子どもの避難場所を定めるなど事前の対策が講じられており、施設長の役割が発揮されている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント11&gt;                      施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。                      施設長は児童養護施設協議会、児童福祉施設協議会及び要保護児童対策地域協議会の会議、研修を通じて法改正、施策の動向が把握している。また、法人が契約する弁護士の助言を受けることができる。毎日行われる連絡会議で法令等に関する情報が施設長から伝達されている。                      今後は、社会や制度施策の動向、変化について資料を用いた定期的な情報提供など、より積極的な取組が期待される。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント12&gt;                      施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。                      毎年実施する施設の自己評価、業務改善アンケート、職員個別面談、原則隔年で受審する第三者評価、職員会議の情報共有、分園化による家庭的養護の推進、不適切な関り事例集の周知、人権侵害・権利擁護チェックリスト、性的虐待防止の点検、「こどものけんりノート」の周知、「困ったときのお助けワン」(子どもの自立生活マニュアル)の周知などの取組を通じて養育・支援の質向上に指導力を発揮している。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント13&gt;                      施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。                      経営改善の取組は、「養護要領」等による支援の標準化やグループケアの体制整備を目標に試行錯誤を繰り返して実効性が高められてきた。                      一方で、業務改善アンケートに会議や委員会の持ち方などに課題があるとする意見もある。今後は、分園化の推進などの中・長期計画の着実な推進に向けた人材確保・定着の方策及び収支見通しの分析について、組織的な取組の強化が必要と思われる。</p>		

### II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント14&gt;                      施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分でない。                      中・長期計画(近未来計画)に人材確保と育成の章を設けて人員体制の計画が立案されている。心理療法士の1名増員や看護師の配置を目標としたところ、心理療法士2名の配置が実現した。一方、看護師の配置は難航している。家庭支援専門相談員と里親支援専門相談員の複数配置、基幹的職員、個別対応職員のほか児童指導員、保育士等の職員が配置されている。資格取得に対する助成や資格手当の制度がある。                      一方、中・長期計画をベースとした採用計画や採用活動がコロナ禍の影響もあり、十分に展開できなかった。そのため、一時保護事業の開始に支障をきたすなどの影響があった。大学等を訪問しての採用活動や人材募集サイトへの登録などが取り組まれており、成果が期待される。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント15&gt;  総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。  期待する職員像は、「倫理綱領」や基本方針、養護要領に明示されている。施設運営規程には配置する職種が示されている。  しかし、職種ごとの職務の定義、基準が十分に明らかにされていない。法人の給与規程に職責及び昇任基準が示されているが、その業務を評価する仕組みは示されていない。人事異動の希望や職員の個別の事情を把握する仕組みは十分といえない。人事考課チェックリストが活用されており、職場において充実した将来像を描くことができる人事管理の仕組みの構築が求められる。とりわけ、子どもに対する継続的な支援やアフターケアの充実が求められていることから、社会的養護専門職としての職務キャリアを磨くことができる人事制度にも検討の余地がある。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント16&gt;  職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分でない。  職員の意向は業務改善アンケートで幅広く把握され、シフト勤務の見直しなど、きめ細かな改善に活かされている。法人は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や次世代育成支援行動計画を策定して取組が進められている。福利厚生制度では健康診断、インフルエンザ予防接種、婦人科検診等が職員の負担なしで行われているほか、職員親睦会の行事も行われている。育児や介護に関する休業、子の看護休暇、短時間勤務、所定外労働制限、時間外労働制限、深夜業制限の制度があり、働きやすい環境づくりに取り組まれている。  一方、就業規則にはセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントを禁止すると規定されているが、これらの事情を把握する取組や改善策を具体化する計画づくりやメンタルヘルスへの配慮が期待される。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント17&gt;  職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分でない。  期待する職員像は、「養護要領」の職員の姿勢、法人の倫理綱領、施設の基本方針で明確にされている。目標管理の仕組みが要領として定められていないが、職員一人ひとりが職員年度目標シートに目標を設定し、年度の終盤に自己評価を行うとともに施設長の面談が行われている。シートには施設長と施設長補佐の助言が記述されてフィードバックが行われている。  しかし、目標管理の要領が明文化されていないため、事業計画や業務分担にも位置づけが乏しい。施設長とのコミュニケーションの機会、業務進捗の管理、停滞している業務へのサポートの観点からも仕組みの充実が期待される。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>&lt;コメント18&gt;  施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。  職員研修の進め方は「研修実施要領」に定められており、職務経験年数に応じて外部研修に参加させる仕組みとなっている。内部研修は研修委員会が年度末に研修に関するアンケートを行い、職員の意向を踏まえつつ、前年度の実施内容を評価検討し、当年度の研修内容を企画する仕組みである。具体的には新任職員研修は中堅職員が講師となって8回実施されたほか、ペアレントトレーニング研修が行われた。外部研修の内容は職種や職責に応じて選択されて、年度事業計画に位置づけられている。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>&lt;コメント19&gt;  職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。  「研修実施要領」は職員ごとに個人研修計画表を策定し、年度の終盤に自己評価や施設長等のコメントを受ける仕組みがある。また研修受講後には振り返りシートを作成し、今後活かす点をまとめる仕組みがある。各グループケアのチーフがOJTの指導役を担っており、さらにスーパーバイザー（基幹的職員）、心理療法士からは助言が受けられるシステムである。資格取得の状況は法人で把握されている。外部研修には職員が均等に参加できるよう配慮されているほか、参加希望を表明することができる。  一方、個人研修計画表や振り返りシートは、必ずしも効果的に活用されていないなどの課題があった。今後は、職員一人ひとりの受講履歴の確認や「研修実施要領」の効果的な活用が求められる。</p>		

<b>II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</b>		第三者評価結果
20	<b>II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている</b>	<b>a</b>
<p>&lt;コメント20&gt;          実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。          令和4年度はコロナ禍の影響を受けつつも保育実習に14名の受入れがあった。5年度は保育実習に加えて社会福祉士の相談援助実習に2名を受け入れている。「実習生受入要領」が定められており、保育実習と社会福祉士相談援助実習の実習プログラムが用意されている。実習は原則住み込み実習とされており、子どもとの関わりや実習中の生活ルールの決まりが定められている。感染症予防のため、オンラインによる実習説明会も取り入れられている。教員免許に関する介護等体験、臨床心理士、里親に関する実習プログラムも用意され、実習の受入れ姿勢は積極的と言える。社会福祉士実習指導者講習会を終了した職員を中心に実習が行われる。実習生は本園や分園のグループケアをそれぞれ学ぶことができるよう工夫されている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

<b>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</b>		第三者評価結果
21	<b>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</b>	<b>b</b>
<p>&lt;コメント21&gt;          施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。          ホームページに理念や基本方針、養育内容、施設の様子が分かる写真、利用にあたってのQ&amp;Aなどが公開されている。第三者評価の受審結果や苦情受付体制が公開されている。施設を紹介するパンフレットや広報紙「五葉新聞」には苦情解決の概要なども掲載し、関係機関に配布されている。財務状況は社会福祉法人の財務情報公開システム(フムネット)で見ることができる。          一方、ホームページにおける事業報告書の公開が令和元年度まで行われていたが、2年度以降は行われていない。そのため施設の取組状況が伝わりにくくなっている。今後は広報紙とホームページの機能を活かしたタイムリーな公開の取組が求められる。</p>		
22	<b>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</b>	<b>a</b>
<p>&lt;コメント22&gt;          公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。          法人には経理規程に基づく内部監査(年4回)の仕組みがあるほか、会計事務所との契約により、仕訳や決算に関する専門的支援や助言が受けられる体制となっている。また、弁護士とも顧問契約が締結され、経営・運営に関する支援や助言が受けられる。7つのグループケア単位には出納担当が配置され、それぞれに予算が配分される仕組みとなっている。その内容は保健衛生費、子どもの被服費、教養娯楽費、日用品費などとなっている。予算編成は10月に予算要求アンケートを行い、修繕や物品購入が検討され施設長によって予算案が取りまとめられている。各グループケアの出納担当者の話し合いが持たれ、子どもの金銭管理への支援方法が話し合われ、統一した支援が行われている。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

<b>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</b>		第三者評価結果
23	<b>II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</b>	<b>a</b>
<p>&lt;コメント23&gt;          子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。          「権利が擁護された自由自立を原則とした生活」を基本方針の一つとし、子ども主体の考え方が表されている。子どもは、幼稚園や学習塾を利用している。地域のスポーツ少年団に参加できるが、新型コロナウイルス感染防止のため今年度は参加していない。子どもと職員は地域のお祭りや運動会などに招かれて参加している。グループケアの単位に外出行事や買い物、外食が計画されている。分園型グループケアの子どもたちは食材の買い物に同行することもある。学校の友人の訪問もルールを設けて受け入れられている。慈善団体や企業からの訪問もあり、交流が図られている。</p>		
24	<b>II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</b>	<b>a</b>
<p>&lt;コメント24&gt;          ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。          「ボランティア受け入れ要領」に基本姿勢が明示されるとともに、受入れに当たっての重要事項と受付様式、ボランティアに配布する説明用紙が定められている。ボランティアへの説明は施設長補佐が当たっている。ボランティアの受入れは、野球大会等の行事、理容や読み聞かせ、キッズヨガ、写真撮影、学習ボランティアなどがあり、受入れ体制が機能している。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>&lt;コメント25&gt;          子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>関係機関との連携方法は、「関係機関等対応要領」に仕組みと実施方法が定められている。福祉事務所や社会福祉協議会の相談事業、子育て支援センター、放課後児童クラブ、教育事務所、子育てサークルなどの活動や連絡先がリスト化されている。児童相談所との業務連絡会議、気仙圏域3市町の要保護児童対策地域協議会、小中学校との懇談会が定期的に行われている。高校との支援会議も開催され、検討経過は施設のケース会議で共有されるなど、連携が適切に機能している。法人が経営する児童家庭支援センターと連携が図られていることも特長といえる。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント26&gt;          地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</p> <p>地域の子ども家庭支援を施設の基本方針としており、法人が経営する児童家庭支援センターや要保護児童対策地域協議会の会議を通じて、ニーズ把握が行われている。法人が運営する障害福祉事業を通じて地域の障害児の状況も把握されている。里親支援専門相談員と心理療法士が地域の里親を訪問し、施設の専門機能が活用されている。虐待を受けている地域の子どもの一時保護、短期入所、子どもの居場所づくり、里親への支援などのニーズが把握されている。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>&lt;コメント27&gt;          把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>子ども食堂(みんなの広場)の活動、地域の里親への訪問支援、里親研修会の開催、里親交流会への参加、学校PTAへの参画などの積極的な取組がある。また、ドメスティックバイオレンスの被害者を緊急に受入れる仕組みが整備されている。登下校時に地域の子どもの見守り活動が行われている。施設の体育館等を地域に貸し出している。災害時には、一般避難者と法人が運営する障害者就労支援施設利用者の受入れを想定し、最大200人分の炊き出しを2週間にわたって実施する用意がある。委託事業として短期入所事業、一時保護事業の取組がある。</p>		

## 評価対象 III 適切な養育・支援の実施

### III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント28&gt;          子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>法人の理念「ノーマライゼーション」や倫理綱領を明示するとともに、4つの基本方針を掲げ、養育・支援の考え方や方法等の基本的な事項を標準化した「養護要領」を策定し、職員全員が共通認識のもと、権利擁護に根ざした養育・支援の取組が行われている。</p> <p>平成25年度からは、全面ユニットケアに移行し、本園4ホーム、地域に小規模児童養護施設とグループホーム2か所を設置し、家庭的養護による養育・支援が行われている。年度初めにホームごとに子どもと職員で「いわてこどものけんりノート」の読み合わせを行い、子どもの尊重や基本的人権について、理解を深めている。また、定期的に「養護要領」の読み合わせや毎月の「人権擁護・人権侵害の防止のためのチェックリスト」、毎年「社会的養護施設第三者評価基準」の自己評価を実施し、日々の養育・支援の振り返りを行っている。さらに、年1回「子どもアンケート」を実施し、子どもの意向を把握しながら、子どもを尊重した養育・支援が行われている。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。</p> <p>養護要領に「プライバシー保護に関する要領」を整備し、子どもが施設生活を送る上で他人の干渉を受けず、安心感のある自由な生活が可能となるようプライバシーを尊重し、干渉や制限してはならないことを職員間の共通事項に明記し理解が図られている。居室への立ち入りや手紙の開封等、友だちの来園時の交流、高校生の携帯電話の所持について、具体的な内容を定めている。ホームでの家庭的養育体制のもと、年齢等に配慮しながら、一人ひとりの子どもにとって生活の場にふさわしい快適な環境が提供され、プライバシーが守られるよう設備の工夫が行われている。子どもには、「いわてこどものけんりノート」を用い、各ホームごとに説明が行われている。保護者には、入所時に、入所時説明書で説明を行い、広報紙等に写真、名前を掲載することについて、家族の意向を確認する書面を交わしている。</p>		

<b>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</b>		第三者評価結果
---	--	---------

30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント30&gt;</p> <p>子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>「大洋学園パンフレット」、「ホームページ」、「五葉新聞」、「大洋学園説明書(入所時用)」、「大洋学園の取り組み子ども版」を準備し、子どもや保護者等に必要な情報を提供している。</p> <p>施設を紹介する資料は活字が多く、漢字にはルビがふられて配慮がされている。入所する子どもが多様化傾向にあることから、今後、子どもの視点に立った言葉遣いや写真・図・絵の使用等で、誰にでもわかるような内容の工夫が求められる。</p> <p>また、子どもの入所に際しては、子どもや保護者の希望に応じ、施設見学に対応したり、家庭支援専門相談員が児童相談所を訪問し、施設サービスの内容について説明し、安心して入所できるよう必要な情報を提供している。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>&lt;コメント31&gt;</p> <p>養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>養育・支援の開始・過程において、「大洋学園説明書(入所時用)」、「大洋学園の取り組み」「いわてこどものけんりノート」により、子どもや保護者等に施設生活の内容や約束ごとについて分かりやすく説明されている。説明内容に同意を得た上で、所持金預かり書、予防接種承諾書、プライバシー保護確認書が提出されている。</p> <p>意思決定が困難な子どもや保護者等へは、児童相談所の担当児童福祉司が立ち会い、本人の意思を尊重しながら適正な説明が行われている。また、入所時に立ち会えない保護者等に対しては、児童相談所と連携し適正な説明、運用が図られている。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント32&gt;</p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。</p> <p>養護要領に「退所時・退所後の援助」について明記し、他の施設や地域・家庭への移行等に当たり、「措置変更引継ぎ手順」に沿って、ホーム担当職員や家庭支援専門相談員の役割やアフターケア体制を整備し、養育・支援の継続性に配慮している。令和4年度に退園した子どもの状況は、高校卒業進学者1人、家庭引取り5人であった。高校3年生への自活訓練、社会人講座を実施し社会人として必要な知識を「困った時のお助けワン」を利用し伝達したり、家庭引取りとなる子どもに自活訓練を実施し自立に向けた取組が行われている。また、昨年、他県の専門学校に入学した子どもに対し、施設退所後も家庭支援専門相談員が連絡を取り合ったり、成人式に出席するため帰省する退園生に親子訓練棟を提供する等、アフターケア体制の充実に努め、支援の継続性に配慮した取組が行われている。</p>		

<b>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</b>		第三者評価結果
---------------------------------	--	---------

33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント33&gt;</p> <p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>施設生活における子どもの満足度を把握するため、毎年3月に「子どもアンケート」や「嗜好調査」を実施している。子どものアンケートは、「子どもアンケート委員会」で集計と考察を行い、その結果を職員連絡会議やホーム会議に報告し、子どもにフィードバックしながら、学園生活のあり方について一緒に考える機会が設けられている。令和5年度はアンケートの設問を一部見直し、小中学生用と高校生用を別様式にししたり、はじめてアンケートに参加する子どもにも記入しやすいイラスト入りの「Q&amp;A」の説明資料を準備し、事前説明の工夫が行われている。また、日常的にホームの「一緒活動」の生活場面面接や「暴言暴力の聞き取り」が1対1の対応で行われており、ゲーム時間の延長や小遣いの見直しを行ったり、子どもの要望で日用品費で筆記用具を買ってもらえないか等の意見が出ており、生活の中から発せられる声に基づいた具体的な改善が行われている。</p>		

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>&lt;コメント34&gt;            苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。            「苦情解決規程」を定め、苦情解決の体制(苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員)が整備されている。本園や各分園には苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した苦情相談窓口の掲示物が掲示され、苦情受付箱が設置されている。子どもや保護者等には「入所時説明書」や「いわてこどものけんりノート」で、苦情解決の仕組みについて説明が行われている。また、「子どもアンケート」や各ホームの生活場面面接、「暴言暴力の聞き取り」等を通して、苦情や意見の把握に努めている。令和4年度は、苦情受付箱「みんなの声」に苦情が3件、要望が4件の7件の投函があった。苦情は「子ども間同士のトラブル」によるものが多く、要望については、「ホーム編成について」、「水鉄砲をみんなでやりたい」という希望が出ている。子ども同士の話し合いが難しいため、苦情受付担当者が、それぞれの話を聞きながら解決している。苦情解決結果の公表は、事業報告書や広報に掲載しており、苦情解決の仕組みが機能している。</p>		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>&lt;コメント35&gt;            子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。            「いわてこどものけんりノート」を活用し、子どもが相談したり意見を述べたりする際に複数の方法や相手を選択できる機関や団体があることを説明している。また、苦情受付箱「みんなの声」や第三者委員、「子どもアンケート」、「暴言暴力の聞き取り」等を通して、子どもが相談したり意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。            心理療法士や個別対応職員にも相談できることを説明している。</p>		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント36&gt;            子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。            職員は、日々のホームでの養育・支援の実施において、子どもからの意見や要望等については、ホーム内で話し合いにより解決・解消できるものは、ホーム担当職員が中心となり対処し、職員連絡会議に報告している。            子どもからの相談や意見、要望の対応の手順は、「改善要望等対応要領」に定め、「子どもアンケート」、「苦情解決意見箱(みんなの声)」、「各ホームでの生活場面面接」等における受付方法と対応について「改善要望等対応フローチャート」に基づき運営委員会・職員会議で検討、協議が行われている。その結果を自治会で話し合い、子どもの意見等を積極的に取り入れ一緒に考えながら、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。子どもの意見に基づき、携帯電話使用に伴う小遣いの値上げや被服等の購入方法の見直しを行った。行事のあり方に意見を述べたり等、生活の改善に向けた取組が行われている。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>&lt;コメント37&gt;            リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。            安心・安全な養育・支援の実施のために「社会福祉法人大洋会危機管理マニュアル」に基づき、法人の役職員が、子どもの安全を確保するために事故発生時の責任体制を明確にしている。また、「非常時対応要領」において、問題行動への対応、他者の侵入、強引な引き取りを要求する保護者への対応、無断外出への対応等事故発生時の具体的な対応と責任、手順(マニュアル)等を明示し職員に周知している。毎月、本園の建物・設備・遊具等の安全点検を実施し、事故防止に努めている。ヒヤリハット事故報告については、ヒヤリハット委員会で収集、対応策を記入し、職員連絡会議等に報告している。            しかし、収集した事例をもとに発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組にまで至っていない。今後、施設の分散化に伴い、リスク管理の守備範囲が年々広まっており、職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修の充実を図り、地域小規模児童養護施設、小規模グループホームを含めたリスクマネジメント体制の整備が求められる。</p>		

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント38&gt;          感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。          感染症の予防や発生時における子どもの安全確保について、養護要領の「健康・衛生管理」に明示するとともに「衛生管理要領」「感染症対応要領」「新型インフルエンザ対策要領」等により、予防と発生時の対応が定められている。看護師が不在のため、子どもや職員の衛生管理は、保健衛生担当推進員が配置され、嘱託医の指導のもと感染症予防への対応に努めている。新型コロナ感染症流行時期にはクラスターが発生したが、その都度適切な対応が行われている。          しかし、今後、小規模化や地域化が進む中で、施設の感染症に対する衛生推進体制の整備が望まれる。          健康保健業務をケアワーカー職員が兼務し負担が増大していること、看護師の加配が制度上認められていること、中・長期計画(近未来計画)に明記されており、看護師等の専門職配置が望まれる。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>&lt;コメント39&gt;          地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。          「非常時対応要領」「福祉の里自主防災組織における相互応援協力の出動要領」に基づき、災害時には、法人内に初動隊が結成される体制が整備されており、子どもの安全確保のための組織的な取組が行われている。東日本大震災の経験を踏まえ、緊急時に備えた避難場所について各学校と協議し、子どもが混乱なく避難できるよう避難経路を統一し、ホームごとに子どもに周知・徹底している。また、高校生は携帯電話を所持しているため、施設の電話番号、衛星電話の番号を登録することで緊急時の連絡先が周知されている。災害発生時に備えて食糧や消耗品等の備蓄は、200人×5日を想定している。          しかし、本園の「事業継続計画」(BCP)は準備が進められているが、策定までには至っておらず業務継続ガイドライン・業務継続計画作成例を参考に整備が求められる。また、地域小規模児童養護施設、小規模グループホームについても移転先に応じた計画の策定が求められる。</p>		

## III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>&lt;コメント40&gt;          養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。          養育・支援の標準的な実施方法については、「養護要領」が定められ、子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関する姿勢が明示されている。          「養護要領」は、本園施設の4ホームと地域小規模児童養護施設及び2小規模グループホームによって構成される大洋学園の養育・支援の標準的な実施方法について文書化しており、それに基づいた養育・支援が実施されている。平成17年1月に策定されて以来、養護実践の中で見直し検討され、職員の標準的な実施方法のガイドラインとなっている。手引書として文書化され、職員全員に配布されている。養護要領の周知と共有化を図るため、毎日の職員連絡会議で読合わせを行い、ホーム会議、職員会議等で標準的な実施方法に基づいて養育・支援が実施されているかどうか確認する取組が行われている。          「養護要領」は、その時代に即応できるように必要が生じた時はその都度改正が行われている。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>&lt;コメント41&gt;          標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。          毎年、「養護要領」や「各種要領」の検証・見直しに当たり、「子どもアンケート」や「業務改善アンケート」、職員連絡会議、各種会議・委員会から出された意見を、「養護要領検討委員会」が中心となり、定期的に検証し、部分改正が行われている。全面グループケアに移行したことから、ハード面の養育環境が整備され、家庭的養護が推進される中、「養護要領」や「各種要領」の標準的な実施方法について見直しを要する部分も多く出ており、見直し検討が行われている。見直しされた内容については、職員会議で周知し、各ホーム担当職員から子どもに周知されている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>&lt;コメント42&gt;  子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。  子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するため、「自立支援計画策定要領」に基づき、策定責任者の基幹的職員を配置し、自立支援計画の策定が行われている。自立支援計画策定フローチャートに沿って、アセスメントから計画の策定、モニタリングと見直し、計画の総括と取組が行われている。アセスメントから策定まで、ホーム担当職員は、入所後3か月を目処に児童相談所で作成した援助指針に基づいた養育・支援の実施状況と評価を踏まえ、チーフリーダーを中心に個別対応職員、心理療法士、家庭支援専門相談員の専門職の参加のもと、ケースカンファレンスを実施し、自立支援計画の短期目標・長期目標案を策定している。  また、被虐待児や軽度発達障害児等、特別な支援を必要とする子どもに対しては、個別対応職員との関わりや心理療法士による心理治療的プログラムも導入されており、アセスメントに基づく適切な養育・支援目標が設定されている。その後、全職員参加による自立支援計画策定会議で共有化されている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>&lt;コメント43&gt;  自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。  自立支援計画の評価・見直しについては、「自立支援計画策定要領及び自立支援計画策定フローチャート」によって手順が示されており、入所して3か月後、6か月後、年度末に評価・見直しを行っている。  ホーム担当職員は、3か月ごとに目標達成度合いを確認し、10月に中間総括・モニタリングが行われている。モニタリング結果や支援過程での変化や新たな課題が生じた場合は、必要に応じて再アセスメントを行い、基幹的職員が中心となり、子どもの年齢や能力に応じて子どもの意向把握と同意を得て、新たな目標を設定している。  3月には、自立支援計画の総括を行い、見直しによって変更した自立支援計画が、4月から実施できるよう取組が行われている。なお、自立支援計画の変更にあたっては、子どもや保護者にその理由を説明し、同意を得た上で実施されている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>&lt;コメント44&gt;  子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。  子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況については、ホーム日誌、当日日誌、ホーム会議録、チーフ会議録、ケース会議録、職員連絡会議録の記録を通して、適切に職員間で共有されている。  また、毎日13時から行われる職員連絡会議で、各ホームの送りが行われ、必要な情報がそれぞれのホームに届くような仕組みが整備されている。  各ホームの日誌は、「すこやか日誌」パソコンネットワークシステムで繋がれており、本体施設の4グループホームと地域小規模児童養護施設及び小規模グループホームの組織全体で情報が共有化されている。ケース記録は自立支援計画に沿って記録されており、日々のケース記録を参考に3か月に1度自立支援進行状況報告書、9月は中間総括、3月は年間総括を作成し自立支援目標の取組状況と成長の様子をまとめている。  また、職員間で記録内容や書き方に差異が生じないように記録要領が定められている。  ネットワークシステム導入により、子どもの自立支援記録やケース記録、日誌の記録や各専門職間等の記録等が連動されており、職員間で共有化されている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>&lt;コメント45&gt;  子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。  子どもに関する記録の管理については、法人の「個人情報取扱規程」により子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程を定めている。個人情報を含む子どもの記録は金庫に保管されており、すべて永年保存のため金庫を増やし管理されている。また、養護要領において、「ケース記録管理者ユーザー」を置き、記録の管理が行われている。子どもや保護者については、入所時に個人情報についての説明を行い、写真や名前の公開についての意向を書面で確認し、承諾書を交わしている。  今後、個人情報に関する職員に対する誓約書の徴収も求められ、就業規則や記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が望まれる。</p>		

## A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
A1	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>&lt;コメント1&gt;                      子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。                      「養護要領」において子どもの権利擁護について示している。コロナ禍以降は頻度が減少しているが、基幹の職員が中心となり、養護要領の読合わせが行われている。                      「養護要領」に不適切な関わり事例集を策定し、研修等に活用されている。                      月に1回、子どもから「暴言暴力の聞き取り」を実施している。聞き取りにおいて子どもから権利侵害について話があった場合は、即時に職員間で確認と検討する対応が取られている。  <input type="checkbox"/></p>		
A-1(2) 権利について理解を促す取組		第三者評価結果
A2	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>&lt;コメント2&gt;                      子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。<input type="checkbox"/>                      年度初めには、施設全体で子どもと職員が「いわてこどものけんりノート」の読合わせが行われている。さらに各ホームにおいても子どもの理解に沿って、言葉をかみ砕いて伝えている。職員は子どもとの日常的な会話の中から権利についての疑問に答えたり、話し合いが深まるよう努めている。                      新入職員には、OJTなどの機会を捉えて「養護要領」に沿って子どもの権利に配慮した支援が行われるよう理解が図られている。</p>		
A-1(3) 生い立ちを振り返る取組		第三者評価結果
A3	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント3&gt;                      子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。                      「いわてこどものけんりノート」の話題から、子どもからなぜ施設に来たのかという話しがあったことから、職員間で子どもの生い立ちを振り返ることについて検討した。実施するに当たっては、イラスト入りのストーリーを作成するなど子どもの発達状況に応じて丁寧に生い立ちを振り返る取り組みを行っている。                      養護要領に「アルバム作成マニュアル」を位置づけ、子ども一人ひとりのアルバムを作成しているが、その内容には個人差がある。特に中高生については、写真も少ないことから成長の過程と一緒に振り返る時間の確保が望まれる。<input type="checkbox"/></p>		
A4	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント4&gt;                      不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。                      「就業規則」及び「養護要領」の子どもの権利擁護において懲戒権の濫用禁止を明記している。また「被措置児童虐待対応要領」では、体罰や不適切な関わりが発生あるいは疑いのある場合の対応について具体的に示している。                      施設独自に作成した「不適切な関わり事例集」では、心理療法士が具体例に対して適切な関わり方と不適切な関わりが子どもに与える影響を解説している。今年度も新任職員研修に活用し、不適切な関わりの防止について取り組んでいる。                      子どもが自分自身を守るための学習については、コロナ禍もあり見送られているが、子どもアンケートや月に1度「暴言暴力の聞き取り」を実施し、早期発見に努めている。                      年度当初に苦情解決第三者委員等外部の機関に相談できることを説明し、連絡先については、玄関と図書室に掲示して子どもが自ら申出ることができるようにしている。  <input type="checkbox"/></p>		

A5	A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント5&gt;          子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている          入所に際しては、家庭支援専門相談員が中心となって事前に児童相談所と打合せし、施設見学の実施やケースについて情報共有を図っている。子どもがこれまで生活していた地域(学校)の友人とお別れができるよう、児童相談所と相談しながらZOOMなども取り入れて面会を実施している。          入所当日には子どもが担当職員と一緒に買い物に出かけてサンダルやコップ、箸などの日用品を自ら選んで購入する支援を行っている。          また子どもが好きなメニューを夕食に取り入れてホームでの歓迎会を催し、温かく迎え入れられるよう配慮している。          また乳児院からの措置変更時には、何度か慣らし保育を行い、入所に伴う不安を軽減できるよう支援を行っている。          家庭復帰に当たっては、最後に子どもの担当となった職員が窓口となり、家庭支援専門相談員と連携しながら相談対応や家庭訪問を実施し、子どもが継続して安定した生活ができるよう細やかに支援している。</p>		
A6	A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント6&gt;          子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。□          退園を間近に控えた高校3年生を対象として「自活訓練実施要領」をもとに、専用設備のある本園の部屋で一人暮らし体験を実施している。調理や洗濯、ゴミの分別、お金の使い方などを体験し、担当職員と振り返りを行うことで、退園後の生活に向けた支援に取り組んでいる。また、退園後に必要な知識や情報を「社会人講座」で伝達し、退園後も担当と家庭支援専門相談員が窓口となり相談できることを伝えられている。          退園後のケアについても、記録ソフト「すこやか日誌」に記録を入力し、全職員で共有している。民間団体が実施している「実家便」を申請し、退園後5年以内は荷物の送付を通じて、退園生の生活状況の把握に活用している。          新年交賀会を毎年1月2日に開催しており、卒園生が集う機会を継続している。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A7	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p>&lt;コメント7&gt;          子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。          自立支援計画の策定において担当職員が中心となりアセスメントを行うが、心理療法士などの専門職からの助言も踏まえて、子どもの状態や言動についての理解を深めることに努めている。          ホーム単位で生活する中で、担当職員は常日頃から子どもに寄り添い、子どもが表出する感情や言動について理解するように努めている。また、子どもに行動上の問題があった場合等は連絡会議において報告している。連絡会議に参加できない職員も情報を共有できるようにシステムに入力するなどの対応を図っている。          利用者調査の結果からも7割を超える子どもが自分の気持ちや考えを話しやすい大人が施設にいと回答していることから、職員への信頼が芽生えていることが感じられる。□  <input type="checkbox"/></p>		
A8	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント8&gt;          基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。          ユニットケアにより、子どもたちは常に職員がいる所で日常生活を送り、ホーム担当職員は子ども一人ひとりに寄り添い、基本的欲求を満たすよう努めている。年に1回は1対1で外出に出かけたり、「一緒活動」と称して子どもと個別に触れ合う時間を確保している。          自治会の生活の目安をもとに、子どもの意思を尊重しホームごとに生活の決まりなどを話し合っている。          子どもの日常に関わる支出は、ホームごとに予算化され、担当職員は子どもたちと話し合いながら管理している。          夜間は、分園型ホームには宿直専門員が勤務し、本園は4つのホームに3人の宿直体制となり、大人の存在が感じられるよう安心感に配慮している。</p>		

A9	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>&lt;コメント9&gt;          子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。ホームごとに主体的に運営されるよう、子どもと職員により生活に関する話し合いが行われている。テレビの録画について子ども同士でギクシャクした時に、子どもからもう1回ルールについて話し合いたいと提案があり、子ども同士で話し合った。場合によっては大人が話し合いに加わることもあるが、常に生活の場に大人(職員)がいることで子どもが安心して生活ができ自らの生活を良くしようという思いを表しやすくなっている。          小遣いや被服費などの個人予算は中高生は自分で管理し、使い方については、助言はするが子どもを見守る姿勢で関わっている。一度に使いすぎて必要な物が買えなくなったなど、つまづきや失敗も一緒に振り返るなどして必要に応じてフォローしている。</p>		
A10	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>&lt;コメント10&gt;          発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。          「養護要領」の養育・支援方法において、ゲームの所持を自由とすることや、全園的教養娯楽プログラムが示されており、各ホームが主体となり園内プログラムを実施している。幼児については、年齢ごとに「保育プログラム」が整備され、発達に応じた支援が行われるよう配慮されている。年少児からは地元の幼稚園に登園している。          自治会では、ゲームや図書など娯楽に関する話し合いも行われ、子どものニーズを汲み取る機会として対応している。PTAや地域の子ども会の話し合いには職員が参加し、地域の子どもの遊びや学びのニーズの把握に努めている。          地域の退職教員等が学習ボランティアとして週に1回来園し、小学生を対象に学習指導を行っている。子どもの興味関心に沿って意欲を高めるなど勉強以外の学びの機会にもなっている。  <input type="checkbox"/></p>		
A11	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント11&gt;          生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。          ホームでの生活の中で基本的な生活習慣の確立や、調理や洗濯、掃除を子どもと一緒にやるなど生活技術が習得できるよう養育・支援している。中高生の生活については、自己管理できるよう支援に努めている。          生活する上でのルールや約束については自治会やホーム単位で子どもと職員が話し合い、確認している。          職員は「地域の見守り隊」として小学生の登校に付き添い、交通ルールや挨拶などが身につくよう支援するとともに、地域社会へ積極的に参加を図り、子どもの社会性の習得においても見本となっている。          高校生は連絡手段として携帯電話を所持している。使用については職員会議で検討し、自己管理するよう支援している。小中学生には、職員室の電話を使用する際にマナーについて教えている。  <input type="checkbox"/></p>		

A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A12	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>&lt;コメント12&gt;          おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。          高校生など帰りが遅くなる子ども以外は、ホームの子どもと職員と一緒に食卓を囲み食事をするよう心がけている。食事時間が子ども同士や子どもと職員のコミュニケーションの時間となっている。          キッチンが清潔に保たれ、野菜などの食材が見えるように保存されている。食卓はリビングと同空間にあり、家庭的な雰囲気となっている。子どもは好みのコップや箸を使用している。          月に2回、子どもが食べたいメニューをリクエストできるお好み献立を実施している。また、チャレンジメニューではおやつなどを職員と一緒に手作りしている。          栄養士が応援職員として勤務に入る機会を捉えて、子どもから好き嫌いなどの聞き取りを行うほか、給食委員会では年に1回、嗜好調査を実施して子どもの希望を確認し、献立等に反映している。□</p>		

A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A13	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>&lt;コメント13&gt;            衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。            季節やTPOに合わせた服装ができるよう子どもと話し合うなど、子どもが選んで着用できるように支援している。            洗濯は主に職員が行っている。アイロン掛けなども子どもから見える場所で行うが、高校生からは自分でできるように支援している。制服や毛布のクリーニングは、ホームごとに職員が声掛けをして季節ごとに実施している。衣替えや整理整頓は「一緒活動」などで個別に関わり行っている。            中高生はインターネットでの購入も含めて、衣服については年間の個人予算から自分で考えて購入できるように支援している。小学生は新学期ごとに靴傘点検を担当職員と一緒にいき、体に合った靴を着用できるように支援している。□</p>		
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A14	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>&lt;コメント14&gt;            居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。□            小規模グループケアを実践しており、各ホームごとに生活空間が区切られている。学齢期以上の子どもは個室又は二人部屋となるが、居室にはベッドや机などが配置され、壁には各々ポスターや工作物を飾るなど、個人の空間が確保されている。            リビングや食堂は毎日職員が清掃し、清潔に保たれている。壁に学校からの便りが貼られるなど生活空間として家庭的な雰囲気になるよう配慮されている。            設備の破損については、修繕係が中心となり、迅速な修復に努めている。自分たちの家であるホームや施設を大切に育てるため、必要に応じて子どもと一緒に修繕を行っている。            「一緒活動」や年末の大掃除などを通じて子どもの状況に応じて掃除や整理整頓の習慣が身に付くよう支援している。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果
A15	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント15&gt;            一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。            「養護要領」において、ホーム担当が子どもの健康状態を維持できるよう状況把握に努めることとしており、日々の健康状態の把握や服薬の確認を行っている。また衛生担当の職員を定めて2ヶ月に1度身長・体重測定を実施し、子どもの発育状態を把握している。受診が必要な子どもについてはホーム担当間で調整し、同行している。衛生担当は、通院同行者が処方内容や通院内容について入力した記録を月ごとにまとめて衛生日誌を作成している。また嘱託医への通院の際には助言指導を記録し、月ごとにまとめて嘱託医助言指導記録簿を作成している。新型コロナウイルス感染症の対応などの情報は職員に向けて発信していたが、平時より、計画的に医療や健康、救命救急に関する学習の機会を設けて知識を深めることが望まれる。            □</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果
A16	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>&lt;コメント16&gt;            他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。            日常生活の中で子どもから性に対する疑問や不安が話された場合にはタブー視せずに対応している。            性について正しい知識や関心が持てるよう、年齢や発達に応じた「性教育プログラム」を性教育委員会が作成しており、今年度は園児が入園したタイミングで幼児を対象としたプログラムを実施した。高校生に対しては、「社会人講座」内で実施できるよう検討されている。職員に対しては、昨年度「LGBTQ」について外部講師を依頼して研修を実施した。            □</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A17	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>&lt;コメント17&gt;  子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。  「非常時対応要領」において、行動上の問題があった子どもに対して担当者を中心に2名体制で聞き取りを行うこととしている。その後の対応を考慮し、個別対応職員と心理療法士は加わらないなどの役割分担を配慮している。また、各ホーム担当職員1名は周囲の子どもの不安を軽減を図るように体制が確認されている。子どもの行動上の問題が繰り返されたり、重篤化する場合であっても改善に向けた手立での追求を可能な限り続けることについても明文化されている。  日々の生活が家庭的で安定したものになるよう、各ホームはチーフを中心にホーム担当職員が小規模グループケアを実践している。施設はチームケアを基本としており、専門職や基幹的職員からのスーパーバイスを受ける体制を整備し、子どもの行動上の問題に対して共通認識を持ち、適切な養育・支援に取り組まれている。  <input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/></p>		
A18	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント18&gt;  子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。  ホームに子どもがいる時間には必ず職員が勤務する体制を整えている。また、施設内に死角をつくらないように配慮している。  暴力やいじめ、差別などが起きにくいようにホームの編成については、年齢や子ども同士の関係性を考慮してホーム替えを年に1度実施し、環境の調整を図っている。  ホーム担当が月に1度「暴力暴言の聞き取り」を行い、子ども間の暴力やいじめ、差別がないかを確認している。暴力等が発覚した場合には「非常時対応要領」に基づき、施設長を中心に役割分担をしながら職員一丸となって対応する体制が整えられている。必要に応じて児童相談所等関係機関との連携も図られている。  この2年間は暴力やいじめなどの重大な事案は起きておらず、子ども間の性的加害・被害が起きにくい環境ではあるが、継続して把握に努めている。  <input type="checkbox"/></p>		
A-2-(8) 心理的ケア		第三者評価結果
A19	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント19&gt;  心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。  心理療法士が2名配置されており、心理療法室が別棟に設置されている。今年度心理療法の対象となっている子ども16名に対して自立支援計画に基づき心理面談等の支援が行われている。実施された内容については個人日誌に記録し、職員全体で共有されている。  子どもの支援課題や言動について、職員間で共通認識を持ち、適切な対応ができるよう各種会議や日常的にコンサルテーションを行っている。  また、児童相談所や家庭支援専門相談員と連携し、令和4年度から現在まで5件の家族面接を実施するなど家族支援に取り組んでいる。家庭復帰に当たって、発達障害について具体的な対応を助言したり、保護者の不安な気持ちを解消することに努めている。  今後は、心理療法士が外部の心理専門家からスーパービジョンを受ける体制の整備が望まれる。□</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者評価結果
A20	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント20&gt;  学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。  各居室には学習机が整備されている。受験生には個室が割り当てられ、個別スペースが確保されている。また希望者が学習できるよう図書室が開放されている。  中学生は希望により通塾しており、職員が協力して送迎を行っている。小学生には地元の退職教員等が学習ボランティアとして来園し、個別に学習指導を行っている。ホーム担当職員は連絡帳から宿題や提出物の確認を行うが、必要に応じて学校と連絡を取り合い情報を得ている。  現在は、ことばの教室に通級する児童の支援を行うほか、特別支援学校に通学する児童に対して学校と連携しながら支援が行われている。□</p>		

A21	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>&lt;コメント21&gt;          子どもが進路の自己決定をできるように支援している。          進路については、学校と連携して会社見学やオープンキャンパスなど必要な情報の収集と提供に努めて本人と十分に話し合いを行い自己決定ができるよう支援している。家族の意見も聞き、児童相談所との協議も行った上で進路を選択している。          進学や就職のために必要な費用について、奨学金や社会的養護自立支援事業等の経済的な援助の仕組みについて情報提供を行い、利用するための支援を行っている。          学校を中退した子どもについて、次の進路が選択できるまで継続して支援を行い、現在は通信教育が受けられる学校に在籍している子どもがいる。</p>		
A22	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント22&gt;          職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。          職場実習については、支援学校と緊密に連絡を取り合い、実習について本人と話し合うなどの支援を行っている。施設独自の職場開拓は震災以降は就業場所も限られており難しい状況となっている。          子どもからアルバイトの希望があった場合には、ケース会議等で子どもの生活状況や学校の状況等を検討した上で進めている。直近では3名の生徒が長期休み中に短期のアルバイトに取り組んでいる。          就職や進学が決まった子どもについては、自動車免許や各種資格の取得を推奨し、自立支援資金貸付制度を申請するなど経済的な援助を利用するための支援が行われている。□</p>		
<b>A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり</b>		第三者評価結果
A23	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント23&gt;          施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。          家庭支援専門相談員2名が家族との連絡調整の窓口となり、家族からの相談に応じている。面会や外出、一時帰宅など家庭支援について、ホーム担当職員とともにアセスメントし、具体的支援について自立支援計画に盛り込んでいる。家族関係の調整に際しては児童相談所等関係機関と連携し対応している。          一時帰宅の前後には子どもと面談を実施し、不適切な関わりや発見に努めている。          ホーム担当職員と家庭支援専門相談員が家族に対して学校の行事案内を送付し、家族へ出席の確認が行われている。          □</p>		
<b>A-2-(11) 親子関係の再構築支援</b>		第三者評価結果
A24	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント24&gt;          親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。          家庭支援専門相談員とホーム担当が中心となり、面会や外出、一時帰宅などの実施について児童相談所等関係機関と連携し取り組まれている。          また家族の養育力の向上や引き取りに向けた準備のために親子訓練を園内で実施し、家庭支援専門相談員を中心に支援が行われている。          令和4年度は、4世帯5名の児童が家庭引き取りとなり退園した。家庭引き取り後1年間は、2ヶ月に一度家庭訪問を実施し、家庭や学校での生活を把握することにより、不調などを早期に発見し関係機関と調整できるよう細やかな支援を展開している。          □</p>		